

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた市立学校における
児童生徒及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応

1. 感染拡大防止のための各家庭の対応

状況	対象者	連絡方法	対応
①陽性が判明した	本人・同居家族	学校へ電話 ※保健所や医師から指示された期間又は自主療養届に記載されている療養終了予定日を連絡	【表1-1】の期間、小中学校に在籍する兄弟姉妹(以下、兄弟姉妹)も含め自宅待機(出席停止) ※体調により待機期間の延長もある
②発熱等の風邪症状がある	本人・同居家族	学校へ電話 ・本人の体温と状態を連絡	【表1-3】医療機関を受診するなどして症状が消失するまで、兄弟姉妹も含め自宅待機(出席停止)
③PCR 検査又は抗原検査を受ける(受けた)	本人・同居家族	学校へ電話 ・検査を受ける(受けた)理由と結果判明予定日を連絡	結果が判明するまで、兄弟姉妹も含め自宅待機(出席停止) ⇒陽性なら①へ
④濃厚接触者※1(感染者と同居の家族等) 濃厚接触者相当の者※2	本人	学校へ電話 ・自宅待機期間を連絡 ※保健所や医師から指示された期間があれば連絡	【表1-2】の期間、自宅待機(出席停止) ⇒症状が出たら①～③へ
⑤兄弟姉妹が学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業となった	本人	兄弟姉妹が①～③に該当する場合は、学校へ電話	兄弟姉妹が①～③に該当せず、本人も無症状の場合は、本人は登校可能

※ 1 同居の家族が感染した場合、保健所の聞き取りは行わず、そのまま濃厚接触者となります。

※ 2 児童生徒及び教職員に聞き取った内容及び保健所や医師会等の見解を踏まえて、学校と教育委員会とで総合的に判断し、濃厚接触者相当とした児童生徒にも、濃厚接触者と同様の対応をお願いすることがあります。

【濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者とされた場合の対応】

- ・感染者と最後に接触した日の翌日から5日間は、1日2回、体温を測り健康状態を確認するとともに、不要不急の外出を控えてください。
- ・6日目以降も、7日目までは、健康観察を徹底してください。
- ・自宅待機期間中に症状が出た場合は医療機関に相談し、陽性となった場合は発症日0日から 7 日間療養を行ってください。また、その旨を学校に連絡してください。

※ 児童生徒本人の陽性が休日に判明した場合は、平日に学校へご連絡ください。

○【表1】出席停止等の扱い[学校保健安全法第19条等]

	対象者	期間
1	罹患した児童・生徒等 (セルフテスト等により陽性が判明した者を含む)	<p>・有症状患者の場合は発症日を0日として翌日から<u>7日間</u>かつ、<u>症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。</u></p> <p>※ただし、<u>10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。</u></p> <p>・無症状患者の場合は検査日から7日間。(なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日を0日としてカウントし直し <u>7</u> 日間の療養となります。また、<u>5</u> 日目に薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、<u>5</u> 日間経過後(6日目)に解除を可能とする。</p> <p>※ただし、<u>7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。</u></p>
2	濃厚接触者(同居家族等) 濃厚接触者相当の者	<p>・患者の感染可能期間内に患者と接触した最終日を0日として翌日から5日間。ただし、7日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。</p>

〈裏へつづく〉

2	濃厚接触者(同居家族等) 濃厚接触者相当の者	<ul style="list-style-type: none"> 同居する家族等の濃厚接触者とされた児童生徒については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間発症がない場合に自宅待機を解除とする。 [無症状が継続している場合] 薬事承認された抗原定性検査キットで2日目及び3日目に検査をして陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機を解除することが可能とする。 ※感染可能期間内・・・有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間
3	発熱等の風邪症状がみられる者(上記1～2に該当しない場合に限る)	原則、症状が改善するまで (医療機関の受診又は自宅での休養を勧奨)
4	同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性について保護者等から申し出があった者	原則、当該家族の症状が改善するまで ※学校保健安全法第19条による出席停止ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

2. 感染に関する学校から保護者への連絡等

児童生徒や教職員に感染者が確認され、校内の消毒作業等が必要な場合や校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合など、臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖等の措置が必要な際には、メール等でお知らせします。

臨時休業等の期間中はお子様の不要不急の外出は控え、検温等の健康観察を徹底するとともに、自宅学習を行うなど家庭での過ごし方についてご配慮ください。

また、個人情報保護と人権保護について特段のご配慮をいただき、SNS等での情報発信はお控えくださいますようお願いいたします。

○臨時休業の判断について

校内で児童生徒や教職員に感染が広がっている可能性が考えられる場合に、学校の一部又は全部の臨時休業を行うことを検討します。各学校の実情に応じて、医師会や保健所等の助言も踏まえて学校と教育委員会で協議を行い、総合的に判断します。

○【表2】臨時休業実施の判断のめやす

	対応	めやす
1	学級閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 学級において感染者等が複数確認される等、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施します。 ※ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日(無症状なら検体採取日)から2日間遡っても登校等していない者は除く。 当該学級内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。 学級内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とします。
2	学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施します。 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて医師会や保健所等の助言を参考に判断します。
3	学校全体 臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施します。 陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて医師会や保健所等の助言を参考に判断します。

※これらの対応は、今後の感染状況及び国や県の動向等によって変更する場合があります

担当課は 伊勢原市教育委員会
学校教育課・教育指導課
TEL 0463-94-4711 (代表)